

北海道林産工業の特殊事情（3）

阿 部 豊

木材流通事情

1. 本道木材流通市場の性格

北海道林産工業の特殊事情を論ずるにあたって、木材流通問題にふれずにはすまされない。何故なら、このなかこそ、特殊事情を形づくる大きな誘因が含まれていると考えられるからである。

木材にかぎらず、流通部門は生産と消費の間を結んでいる重要な分野にもかかわらず、国の施策や産業投資の重点が主として生産部門に向けられていたために、一般的に立ちおくれの感があり、経済規模の拡大と産業構造の変化に適合していない面が、はなはだ多い。われわれの周囲を見ても衣や食に関係する日常生活の必需品が、流通機構の不備のために、種々の不合理や矛盾を感じさせられる場合が少なくない。木材流通部門については、木材需給構造の変化、外材輸入の増大と生産・流通体制の大型化、流通経路の多様化、輸送機関、情報宣伝の発達にともなう市場の広域化および都市圏の外延的拡大による需要地域の移動など、その環境はたえず変動しているが、このような環境条件の変化に適応しながら、需給両面の要望にこたえ、社会経済的に最も合理的な機能を果たす必要がある。

北海道の木材流通市場が、ほとんど独立の市場圏を形成していることから、従来、閉鎖的であり孤立的であるといわれているが、外材輸入の増加にともない、遂次、改善されてきているとは言え、依然として特徴的な内容をもっている。全般的に言えることは、本州のような整備された流通機構がなく、需要・供給の両面において、少数寡占の不完全競争市場となっていることである。すなわち、素材供給量の約80%は国有林道有林によつて占められ、一方需要面においては、パルプ産業をはじめとする、ごく少数の大手企業が支配力をもっており、流通過程の大部分が自由市場のもとに、完全競争が行ないような状態になっていない。

2. 素材流通構造の特色

北海道の木材流通市場についての調査資料は、比較的少なく、その実体が複雑であるため、なお明らかでない部分も多いが、昭和37年から39年の3ヶ年にわたって、北海道開発庁の委託により、道総合経済研究所と林務部が共同で行なった「木材市場対策基本調査」は、道内の木材流通の実態について、きわめて詳細な資料を明らかにしており、地域的な流通動態は、ほぼ完全なデータとしてまとめられている。しかし、ここでは道内における木材流通の実態を検討するのが目的ではないので、特殊事情の温床となっている流通構造、とくに素材の流通をとりあげることにする。

1) 木材流通業者

素材の流通にたずさわる業者をその流通過程にしたがって便宜的に分類すると、大きく3種類に区別される。すなわち、素材生産業者、素材売買業者および素材需要業者である。素材生産業者は、いわゆる造材業者と呼ばれるものであり、これには造材の下請けのみを行なうものや自己の所有にかかわる立木の造材を行なうものなど、いろいろな形の業者が含まれる。第2の素材売買業者は造材や素材の加工に関係なく、素材の売買のみを扱う業者で、このなかには、木材ブローカーといわれるものも含まれている。つぎに素材需要業者とは、製材工場や合板工場を所有して素材の加工を担当する業者である。また、このなかには素材を加工段階までもちこまないで、そのまま製品として消費する坑木や、くい丸太などの使用者も含まれる。

この3種類の業者が種々の形に組みあわされて、複雑な流通構造を形づくっているわけであるが、もちろん、これらの業態は単独の場合もあり、また2ないし3の業態をかねている場合もある。すでに述べたように北海道では、素材の供給者はほとんど、国有林と道有林で占められているといってもいいほどなので、複雑に組みあわされた業者の1人1人が直接・間接に

第1表 北海道木材流通業者の分類

区 分	専 業 者				兼 業 者					合 計	
	素材生産	素材売買	素材需要	計	生産と 売	生産と 買	売 と 買	生産と 売 と 買	生産と 売 と 買		
業 者 数	計	81	111	40	232	407	—	526	830	1,763	1,995
	その他業者を含まないもの	70	79	34	183	296	—	456	647	13399	1,582
	その他業者を含むもの	11	32	6	49	111	—	70	183	364	412
構 成 比	計	4	6	2	12	20	—	26	42	88	100
	その他業者を含まないもの	4	5	2	11	19	—	29	41	89	100
	その他業者を含むもの	3	8	1	12	27	—	17	44	88	100

注 木材市場対策基本調査中間報告書(昭39)による

第3表 生国製材工場素材入手区分

区 分	合 計	立木を伐 採して素 材にした もの	素 材 を 購 入 し た も の					
			計	国より	木材市 場より	木材販 売業者 より	そ の 他	
実 数	39年	38,362	11,333	27,029	4,288	6,200	13,361	3,178
	40	39,165	10,713	28,452	4,640	6,402	34,224	3,186
	41	41,596	10,648	30,948	4,946	6,821	15,758	3,423
	42	45,248	10,248	35,000	7,108	5,066	19,317	3,509
構 成 比	39年	100.0	29.5	70.5	11.2	16.2	34.8	8.3
	40	100.0	27.4	72.6	11.9	16.3	36.3	8.1
	41	100.0	25.6	74.4	11.9	16.4	37.9	8.2
	42	100.0	22.6	77.4	15.7	11.2	42.7	7.8

注 農林省統計調査部調べによる。

国、道有林と結びついており、北海道の最も特徴的な様相を呈しているのである。

資料としては、少々古いが現時点でもそれほど大差はないと思われるので、37年の調査による木材流通業者の分類を第1表に示す。これは昭和36年度において、100m³以上の素材を取扱った業者の実態であるが、ここでいう専業者とは上に述べた2業種のうち、1業種のみを担当しているものであり、兼業者とは2ないし3業種を兼ねているものである。またその他業者とは上記の木材流通業以外の業種を兼業しているものである。

まず、第1表で明らかなことは全業者1,995人のうち、専業者が全体の12%と少なく兼業者の比率が圧倒的に多いことである。兼業者のなかでも、造材と素材の売買および素材需要のすべての流通段階をかねた兼業者が最も多く42%を占めている。ついで売買と需要、造材と売買の順であるが、全体を通じて、その他の業をかねているものが21%を示している。

第2表 生国木材流通業者数

区 分	原木を主とするもの	製材品を主とするもの	計
問 屋	904	2,140	3,044
小 売 業 者	9,908	15,609	25,517
市売業者(単式)	361	199	560
市売業者(複式)	41	55	96
木材センター業者	0	35	35
賃 び き 問 屋	0	457	457
計	11,214	18,495	29,709

注 昭和42年4月現在、林野庁調べによる。

全国における木材流通業者数は第2表のように総数29千余のうち素材取扱業者は11千余人となっているが、もちろん、この数字は造材や素材の加工を含まない純粹の流通過程のみに従事するものの業者数である。全国的規模における造材、素材の売買および需要の兼業関係は明らかでないが、第3表によってみると全国の製材業者が直接立木を購入し、これを伐採して素材にしたものの数量は昭和42年度において、約23%にすぎず本道に比較して兼業の割合は、かなり低いことが明らかである。

どうして、北海道にこのような製材から素材加工までの兼業形態が多いかという原因については、素材取扱業者の成立過程を十分に検討する必要があるが、およそ、つぎのような点が考えられる。

(イ) 国有林、道有林の林産物販売政策

この問題については、あとで詳しく述べるが、要するに国有林からの立木または素材の売払処分にあたって、地元産業育成の趣旨から製材その他の加工工場を所有するものに重点をおいたため、流通段階だけの事

業にとどまることがむずかしくなり、いきおい加工段階まで拡大せざるを得なかった。道内各地域ごとの流通市場圏をみると、産地市場の方が消費地市場よりも兼業者の数ははるかに多いが、このことから原木の入手が製材工場兼業の最大の原因となっていることが知られる。

(ロ) 流通機構の不備

当初においては造材から加工にわたる素材の流通機構が整備されておらず、流通活動の動きも活発でなかったために、やむを得ず兼業せざるを得ない場合を生じた。

(ハ) 企業利潤の追求

造材から素材加工までの一貫作業を行なうことが、企業として有利な場合が多かった。これは北海道が立木処分の量が本州府県に比較して多いことや、また木材のもっている、いろいろな商品的特性から考えてもうなずけることである。

2) 流通範囲と流通時期

本道においても、また内地府県でも製材用素材については、流通範囲に地域別の相違がはっきりあらわれており、産地市場、消費地市場の区別ができる。したがって産地から中間地、消費地へと移行するに従って素材購入は遠距離化することとなり流通の範囲が拡大される。

ところがパルプ用材については、本道では全道一円の流通範囲を示し圧倒的に遠距離からの素材購入に依存していて、本州におけるような地域性が認められない。

また本道における素材生産は、10月から翌年3月にいたる秋・冬の期間に約65%（昭和39年度）が生産さ

れており、冬山造材が大部分であった以前に比べて、季節性が少なくなってきたとはいえるが、まだ通年等量生産とまではいかない。これに対して木材の消費は大体において通年的に平均化された傾向をしめしてきて季節性をもたないから、このような生産と消費の季節性の相違は、当然出荷量の増減によって調節されることとなる。本道では需給の調節弁的な役割りをもっている素材の在荷動向が重要な機能を果たしているが、このことは他面において、兼業者の多いことから、素材

加工業者が直接、金利を負担することとなり流通経費の増大をきたす原因にもなっている。

3. 国有林、道有林の特売制度

国有林、道有林の林産物売払が、立木処分と直営生産による素材販売の二つありあることは、周知のとおりである。また、販売方法としては、一般競争契約、指名競争契約および随意契約の3種類がある。一般競争契約は、いわゆる公売といわれるもので、国ないし公共の所有物はなるべく多くの人が、その処分をうける機会を与えられることが望ましいことと、また競争によって、できるだけ有利に売払うべきであるとの考え方から、法規上のたてまえば他の国有財産などと同じく一般競争契約が原則とされている。戦後のある期間では、一定の保証金さえ積めば、だれでも入札に参加できる完全公開の方法をとっていたので、木材関係業者以外の多数の人たちが参加して、却って、種々の弊害を生じたこともあったが、現在は登録制となり一定の資格をもっている人に限られている。

指名競争契約は入札に先だって、特定の何人かの業者が、あらかじめ指名されそのなかで競争が行なわれるものであり、随意契約は全く競争がなく、はじめから特定のものに対して契約が行なわれる。本来、特売とは随意契約を意味するものであろうが、指名競争契約は実質的に随意契約と同じような内容になっているので、この指名および随契の2者をあわせて特売と呼んでいる。

以上の販売方法は全国の国有林に適用されているもので、現在は同一の取扱いが行なわれているが、しかし北海道における国有林、道有林の特売制度は特殊な背景のもとに、本道開拓の進展に必要な独自の方法によって運営されてきたもので、そのような歴史的経過をひきついで今日にいたっているのである。

北海道国有林の特売制度創設時における事情は、「北海道山林史」に記載されているが、それによると明治35年、勅令により「北海道国有森林原野特例処分令」が發布され、道内で製紙、マッチ軸木およびタンニン製造業等の本道木材を利用する工業者に対し、北海道長官は随意契約で国有林を貸渡し、又はその主副産

物を売渡すこととした。この払下げ量は、工業者の使用する機械の馬力数を標準とし1年の需要量の10倍以内と規定され、ここに年期特売制度が確立されたのである。すなわち、北海道において5馬力以上の設備をもっている工場所有者は10年間の所要量を引渡当時の時価で1度に処分してもらえることになったわけである。

この処分令は、明治40年に「国有林野および産物処分令」となって特売の途をさらに拡大し、当時における北海道開拓の基本方針である産業資本誘致政策の一環として、内地蓄積資本の本道進出をたすけることとなった。林業関係の当初における代表的なものとしては、三井物産が明治35年、富士製紙が39年、王子製紙が41年に苫小牧工場を建設している。

戦前においては、本道でも国有林が林産物の需要が少なく、その処分に苦労した時期もあったようであるから、この特売制度は一面においては、林産物販売先の確保および需要の安定をはかって、経営の万全を期したものと考えることもできる。しかし、本質的には本道国有林を開拓の原資として地元産業の育成振興を目的とした制度であることは明らかである。

林政統一後の昭和25年に国有林産物払下規則が改正され、さらに35年、国有林の配材基準方式が確立されて現在にいたっているが、本道における特売制度のもっている意義、その影響の大きさを考えるとき、本道業界が主張するいわゆる業界の特殊事情は、あたかもこの問題に集約されるかのような印象をうけるのは筆者のみであろうか。

国有林、道有林から大部分の原料供給をうける本道業界が、このような本州府県とは、根本的に異なる歴史的経過をもっている特売制度のもとに、育成され保護されたかたちで今日の北海道林産工業が形づくられてきたことを、業界関係者はもちろん、国有林当局や、われわれも忘れてはならない。このことをはなれて本道林産工業の特殊事情を語ることは不可能であると言っても過言ではない。

昭和37年と42年度の立木と素材について国有林の販売方法別の数量を示すと第4表と第5表のとおりである。立木処分と素材売払の材積比率は42年でさえ内地

が65：35に対して本道は75：25で圧倒的に立木処分が多い。

直営生産による素材販売にあたっては、かならず用途指定が行なわれ、一般材、パルプ材、合板材、坑木、電柱、枕木、楽器材などの区分があり、それぞれ単価もことなっているが立木処分についてはこれらの区別がない。極端に言えば針広、老幼とりませた天然林を一把ひとからげにして、ひと山いくらで処分するのであるから、厳密な用途区分はとうてい無理であろう。ことに素材の場合であっても鋸で挽いてみなければ確実なことは分らないような千差万別の材質をもったものを、立木のうちに判別することは容易でない。それでも最近では大まかな用途区分を行なって推定用途別の単価を適用しているようであるが、1本の立木でも上と下の部分とでは用途がちがうこともありうるから、処分する側としては、需要者に算定の誤りを指摘されることのないように、どうしても安全率を高くとりたがるのが人情であろう。このようなことから立木処分の「うま味」が生ずるのであり、処分をうける側ではなるべく立木処分の多い方が望ましいのである。

また、立木価格の算定は素材価格からの逆算方式をとっており、これらの算定方法や造材歩止りの推定など、昔ほどではないにしても、いわゆる「うま味」を生ずるチャンスは、まだ残されていると想像される。

また、指名と随契をあわせた特売は立木処分と内地が74、本道90であるが、この関係を価格でみると内地51に対し本道は84で一層、差が開いている。37年では、実に93%が特売処分となっている。また素材では、42年内地の61に対し本道は70であって立木処分よりも公売の割合が大きくなっている。しかし37年では内地の73に対し本道では85となっており、この2年度だけをとってみても、特売の比率が次第に低下していることが知られる。

くわしい検討は省略するが、これらの表を見てもまだ、国有林産物売払における北海道の特殊事情は、かなり残されていることは明らかである。

なお、この表をみて北海道の特色として、いちじるしい点は、1m³あたりの材積価格の低いことで、42

北海道林産工業の特殊事情(3)

第4表 国有林の立木処分の販売方法別内訳

(m³)

区分	総数			一般競争契約			指名競争契約			随意契約			
	材積	価格	単価	材積	価格	単価	材積	価格	単価	材積	価格	単価	
	千円	千円	円	千円	千円	円	千円	千円	円	千円	千円	円	
昭和三十一年 実数	全国	14,350,939	25,168,612	1,754	2,414,219	8,658,491	3,586	3,664,518	7,029,872	1,918	8,272,200	9,480,249	1,146
	北海道	5,980,306	5,766,651	964	435,040	459,064	1,055	2,079,966	2,089,793	1,005	3,465,302	3,217,794	929
	内地	8,370,633	19,401,961	2,318	1,979,179	8,199,427	4,143	1,584,552	4,940,079	3,118	4,806,902	6,262,455	1,371
昭和三十一年 構成比	全国	100	(100)		19	(34)		26	(28)		55	(38)	
	北海道	100	(100)		7	(8)		35	(36)		58	(56)	
	内地	100	(100)		24	(42)		19	(26)		57	(32)	
昭和四十二年 実数	全国	12,716,050	45,104,493	3,547	2,457,164	18,706,667	7,613	2,023,888	7,336,950	3,625	8,234,998	19,060,876	2,315
	北海道	5,136,104	10,114,136	1,969	512,555	1,600,661	3,123	1,360,606	2,740,581	2,014	3,262,943	5,772,894	1,769
	内地	7,579,946	34,990,357	4,616	1,944,609	17,106,006	8,797	663,282	4,596,369	6,933	4,972,055	13,287,982	2,673
昭和四十二年 構成比	全国	100	(100)		19	(42)		16	(16)		65	(42)	
	北海道	100	(100)		10	(16)		26	(27)		64	(57)	
	内地	100	(100)		26	(4)		9	(13)		65	(38)	

注 国有林野事業統計書による

第5表 国有林の素材販売方法別内訳

(m³)

区分	総数			一般競争契約			指名競争契約			随意契約			
	材積	価格	単価	材積	価格	単価	材積	価格	単価	材積	価格	単価	
	千円	千円	円	千円	千円	円	千円	千円	円	千円	千円	円	
昭和三十一年 実数	全国	4,799,417	38,829,080	8,090	1,123,034	11,023,460	9,816	1,473,366	11,089,928	7,526	2,203,017	16,715,692	7,588
	北海道	1,515,087	8,438,882	5,570	225,265	1,095,462	4,863	649,623	3,596,752	5,537	640,199	3,746,668	5,852
	内地	3,284,330	30,390,195	9,254	897,769	9,927,998	11,059	823,743	7,493,176	9,097	1,562,818	12,969,024	8,299
昭和三十一年 構成比	全国	100	(100)		23	(28)		31	(29)		46	(43)	
	北海道	100	(100)		15	(13)		43	(43)		42	(44)	
	内地	100	(100)		27	(33)		25	(24)		48	(43)	
昭和四十二年 実数	全国	5,733,984	78,966,198	13,772	2,074,036	33,067,419	15,944	1,242,059	16,054,732	12,926	2,417,889	29,844,047	12,343
	北海道	1,712,406	13,737,787	8,023	517,779	3,954,712	7,638	497,468	3,928,340	7,897	697,159	5,854,735	8,398
	内地	4,021,578	65,228,411	16,219	1,556,257	29,112,707	13,710	744,591	12,126,392	16,289	1,720,730	23,989,312	13,941
昭和四十二年 構成比	全国	100	(100)		36	(42)		22	(20)		42	(38)	
	北海道	100	(100)		30	(29)		29	(29)		41	(42)	
	内地	100	(100)		39	(45)		18	(18)		43	(37)	

注 国有林野事業統計書による。

年の総平均が内地の16,219円に対し本道は8,023円で内地の半分以下である。しかも、この傾向は年をおうごとにその差を大きくしている。樹種その他、いろいろな条件の違いはあるが、このような価額の差が、本道国有林の経営や道内林産業界の企業内容に大きな影響を与えていることは否定できない事実である。

4. 木材流通市場における金融事情

造材資金を含めた流通資本の問題は、本道の特殊事情や木材のもっている商品的特性から考えても、見のがすことのできない重要な問題であるが、適当な資料を欠くために従来からこの分野の検討は行なわれていない。

造材がほとんど冬季にかぎられていた当時は、素材

の生産から実際に材を消費するまでの在荷の期間が、かなり長かったために、冬山造材資金の調達は道議会の本会議で質疑の対象になるほど重要な問題であった。年間を通じて造材事業が分散してきた現在でも、このために動員される資金量は大きなものであるが、系統金融機関からの資金の流れは、かなり複雑な内容をもっているものと思われる。

造材事業を行なっている業者は少数の大企業を除いて大部分は中小零細規模のものであり、そのもっている資金力は弱体であるから、この内容を分析することによって、少数大企業の寡占支配が、木材流通市場における金融事情とも密接なつながりのあることが、うなずけるであろう。

- 副場長 -